

第6回議会議員・農業委員会の委員の定数  
及び任期等の取扱い小委員会  
( 会 議 録 )

日時：平成20年8月28日(木)

午前9時30分から

場所：高原町総合保健福祉センター「ほほえみ館」中研修室

小林市・高原町・野尻町合併協議会

第6回議会議員・農業委員会の委員  
の定数及び任期等の取扱い小委員会  
会 議 次 第

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 小委員会の運営について

(1) 公開・非公開について

(2) 会議録署名委員の指名

4 協 議

(1) 農業委員会の委員の定数及び任期等について

(2) 議会の議員の定数及び任期等について

5 その他

6 閉 会

## 第6回議会議員・農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い小委員会 出席者

小林市・高原町・野尻町合併協議会委員

1. 委員	中屋敷 慶次	9. 委員	永野 本助
2. "	西道 紀一	10. "	山田 福雄
3. "	久保田 恭弘	11. "	龍神 豊美
4. "	首藤 美也子	12. "	高岩 都津子
5. "	清水 公雄	13. "	丸山 崇
6. "	前原 淳一	14. "	原田 富雄
7. "	福本 誠作	15. "	楠元 フタミ
8. "	杉元 豊人		

( 事務局 )

事務局長	倉園 凡生	事務局員	柴内 敏彦
事務局員	税所 将晃	"	芝田 和之

( 分科会 )

議会分科会長	松ヶ野 安博	小林市議会事務局長	友安 春夫
選挙分科会長	塚田 徳義	小林市農業委員会事務局係長	川原 和博
農業委員会分科会長	中藪 謙一		

( 欠席者 )

委員 竹山 昭徳 (野尻町)

以上 ( 敬称略 )

午前9時30分開会	
局長	<p>皆さんおはようございます。定刻となりましたので、第6回議会・農業委員取扱い小委員会を――会議を開会いたします。</p> <p>ここで、委員長あいさつをお願いします。委員長。</p>
委員長	<p>おはようございます。ちょっと毎日公務で、夕べも11時頃帰ってきたもんですから少しグロッキー気味なんですけど、今日は大事な委員会でございますので頑張りたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>今日は第6回目になるわけでございます。皆さんの前向きな、前向きな、忌憚のないご意見を述べていただきます。今日は充実した実りある委員会ができればと念じておる次第でございます。どうかよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>簡単でございますが、開会の言葉にかえさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。本日の出席委員数は定数16に対して15名です。竹山委員が所用のため午前中欠席されるということです。</p> <p>小委員会設置規程によりまして、3分の2以上の出席ですので会議は成立していることをご報告申し上げます。</p>
委員長	<p>ここからは小委員会設置規定第6条の規定によりまして、委員長に引き継いでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、私の方で議事を進行いたします。</p> <p>まず、会議録署名委員の指名であります。会議録署名委員につきましては、議長が指名することとなっております。本日は首藤委員と龍神委員にお願いします。</p> <p>次に、会議の公開についてであります。委員会規程第6条4項によりまして、会議は原則公開とするとあります。ただ委員の半数以上の賛同があるときは非公開とすることができると定めてありますが、本日は公開するということでご異議ございませんか。</p>
委員長	<p style="text-align: center;">〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしでございますので、本日は公開といたします。</p> <p>早速協議に入りたいと思っておりますが、ここで本日の会議次第によりまして1番目に農業委員会の委員の取扱いについて、2番目に議会議員の取扱いについて協議することとなっておりますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項(1)の農業委員会の委員の定数及び任期等について説明をいたします。</p> <p>おはようございます。まず、協議に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。本日お手元の方にお配りいたしました1枚紙の新市基本計画策定スケジュールと新市基本計画中間検討(案)の修正案これを本日配付させていただいております。</p>
委員長	<p>それともう一部、本小委員会の中間報告書ということで、資料2としてお手元の方にお配りさせていただいております。これにつきましては、最後のその他の欄で若干また説明の方させていただきたいと思っております。</p> <p>資料の確認についてはそういうことであります。</p> <p>それでは、農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いについて説明をいたします。報告いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高原町及び野尻町の農業委員会は、合併時に小林市の農業委員会に統合するものとする。</li> <li>2. 農業委員会等に関する法律第7条の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第2号の規定を適用し、小林市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</li> <li>3. 在任特例適用後、1市2町のそれぞれの区域に選挙区を1つずつ設置する。</li> </ol>

<p>委員長</p>	<p>各選挙区における選挙の委員の定数については、旧小林市区域2名、旧高原町区域8名、旧野尻町区域6名を基本とし、新市において在任特例期間中に調整する。</p> <p>4. 農業委員会の委員の報酬額は、小林市特別職報酬等審議会に諮り、合併時まで定める。</p> <p>以上であります。</p> <p>何かこれに対してご意見ございますか。——ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、ただいま報告を申し上げましたことに対して——ただいま私がご報告申し上げましたことに対し、(1)から(4)ですね、ご確認いただけたと思います。ご異議ございませんか。</p>
<p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>異議なしということでございますので、これは一応承認されました。</p> <p>次に、(2)議会議員の定数及び任期等について当局の説明を求めます。</p> <p>それでは、資料の4ページの方をお開きいただきたいと思います。(2)議会議員の定数及び任期等についてと。まず、2回目の特例適用についてでございますが、①として特例(定数・在任)を適用した場合、合併後最初の一般選挙でも適用するのか、これについてするしないということを協議します。</p> <p>次に、特例適用後の選挙区について、②合併後最初の一般選挙で選挙区を設置するのか。これについてもするのかもしれないということをご協議いただきたいと思っております。</p> <p>次に、新市の議員定数について、③新市の議員定数(条例定数)を何人にするのか。●の合併後最初の一般選挙における議員定数は何人とする。次に、選挙区を設けた場合、小林市区域、高原町、野尻町、それぞれ何人にするのか。これはその前の選挙区を設置する、しないということに関係してくると思います。</p> <p>次に、特例の適用について、ここがおおもとになります。定数特例の適用、2、在任特例の適用と、どちらを選択されるかということでございます。</p> <p>5. 報酬の取扱いにつきましては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定めると、ここについてはご確認いただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局より説明がございました。ご意見を求めます。</p> <p>まず、議会議員の定数及び任期等について、皆さんのご意見を求めたいと思っております。今までずっと5回協議をしてまいったわけですが、なかなか平行線をたどってきたわけでございます。ここで(1)特例について、定数・在任を適用した場合、合併後最初の一般選挙でも適用するのか、また2回目の適用、特例の適用をする、しないということに対して協議をしていただきたいと思っております。はい。</p>
<p>西道委員</p>	<p>まず、この特例の適用が決まらんことには1、2、3は決まらんとやないですか。定数特例をやるのか、在任特例をするのか、これが決まらんことには、1、2を決めても無駄だと思うんですが、どうなんですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>今、前原委員より発言です。(発言する者あり)西道委員より発言がございました。何か。はい。</p>
<p>久保田委員</p> <p>委員長</p> <p>事務局</p>	<p>事務局にございます。この順番をつくった理由を説明してください。</p> <p>はい。</p> <p>まず、定数特例、在任特例ということで、前回までずっと平行線で来てますので、これを前提としないで比較的議論できるであろうというところから協議していただきたいということでこの順番を決めております。要するに、在任特例、これについては時間が押してきたときにこれを逆にしますと、後の方が議論ができないということで、こういうレジュメの順番にしてあります。</p> <p>それで、もしそれについてご意見があるのであれば、まずこのレジュメの決め方について、これは特例を前提にしないと決められないのかと、その辺も意見を集約していただきたいと思っております。これじゃできないと言われるのであれば。事務局の</p>

<p>委員長 前原委員</p>	<p>判断といたしましては、別にこれは特例のどの特例を適用いたしましても、それほど影響がない項目ではないかという判断をいたしましたので、こういう議論の進め方のレジュメを作成しております。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。ご意見を伺います。はい。</p> <p>高原の前原です。この2回目の特例を適用するかどうかということですが、この3番目の新市の議員定数については、今回、今日一日しか小委員会はないわけですが、とても決められる状況ではないし、議員の定数に関しては本来議会みずからが定めるべきことであって、今回は2回目の特例を適用するのもしないのか、選挙区を設けるのか設けないのか、この程度に今日はとどめておいた方がいいというふうに私は思います。</p> <p>ちなみに私は、特例は、2回目の選挙では特例は適用しない、選挙区は設けないという考えでいます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>前原委員の説明が終わりました。はい、どうぞ。</p> <p>今、前原委員の方から定数の問題で言われましたんですけど、最低ここは条例で定めて行わなければいけないものであって、最低限での上限定数、上限が小林市の場合なら30名になりますけども、そこまでは決めておいていただかないと、条例に基づいて選挙を行いますので。（発言する者あり）上限が30名なんです。ですから（発言する者あり）どうなるか分かりません。委員会の進め方で、30名上限にするという流れになるのか、それともそれ以下の数字を設定するのかは分かりませんが、要は条例設定しないと選挙が執行できませんので、この部分についてはどういう形であれ、定数というのは定めるといことでご議論いただかないと……。</p>
<p>前原委員</p>	<p>30で、小委員会で、ここで決まったとして、新市の議会ですらに削減という方法は、できるわけですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>それはあり得ます。ですから、定数自体は、やり方としてですよ、これはこういうこともあるという言い方で、何もこちらで規定するわけではないんですけども、上限、例えば上限定数を30人にするとか、数字はそれぞれの委員さんが言われて動くかもしれないけども、条例定数だけに関しては、定めておかなければならないと、これだけは理解していただきたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>今説明がございましたが、条例定数だけは定めておかなきゃならないという事務局の説明でございます。条例定数は30名でしょう。</p>
<p>事務局 委員長 事務局</p>	<p>上限は30名です。</p> <p>30名でしょ、上限は。</p> <p>ただそれを一応協議事項として上げておかないと意見がそれぞれありますでしょうから。</p>
<p>清水委員</p>	<p>これ委員長一つずついかんと、その協議をそういう、西道委員からありましたように、これはせんといかんとかということですから、いろんな話を今聞いたところですけども、1件ずつやっていかんと、一遍に全部話するとなかなかまとめ方も、一つずつ（発言する者あり）2回目の特例をするかせんか。</p>
<p>委員長 清水委員 委員長 永野委員</p>	<p>そうです。</p> <p>一つずついかんと、一遍にもう定数で、話をしてもらえば、まとめ方も。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>今、清水委員がおっしゃいましたように、①から決めていただければいいと思いますが、2回目の特例も適用するしないというところにおいては、私はしないでもいいのではないかなというふうに思います。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい。</p> <p>野尻、福本です。私も2回目の特例というのは適用しないでもいいと私も思います。</p>

委員長 首藤委員	以上です。 はい、どうぞ。 ここの特例を適用した場合、小林市議会では特例を適用しないというふうに一応決まりました。
杉元委員 委員長	皆さんの意見に賛同いたします。 ございませんか。（発言する者あり）ほかにございませんか。——ほかにございませんね。それでは、その2回目の特例を適用しないということに対して賛成の皆さんの、委員の挙手を求めます。
委員長	[賛成者挙手] 全員ですね。それでは、これは承認されました。 それでは、次に進んでいいですか。特例適用後の選挙区について。（2）合併後最初の一般選挙で選挙区を設置するのか、選挙区の設置についてそれぞれ委員の皆さんの見解を求めます。はい。
杉元委員	野尻、杉元です。先ほど協議されました2回目の特例は適用しないということで確認し合いましたので、やはり2番目の最初の一般選挙においても、やはり選挙区は設けるべきでない。選挙区は設置しない方が私はいいと思います。
委員長 福本委員	はい。 野尻、福本です。今、杉元委員さんからありましたけど、新しい一つの町をつくるんですので、私も選挙区はもう設けるべきじゃない。オープンな選挙でいいんじゃないかと思っております。
委員長 久保田委員	ほかにご意見ございませんか。 小林の久保田です。小林市も全員協議会で設けないでいけということになっておりますので、それでいきたいと思えます。
委員長	ほかにございませんね、ご意見は。（発言する者あり）ございませんね。 それでは、選挙区を設置しないという方向で賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。
委員長	[賛成者挙手] 全員、選挙区を設置しないという方に賛成でございますので、これも承認されました。 新市の議員定数についてを審議いたします。新市の議員定数を、条例定数を何人にするのか、条例定数、これはもう30名と決まっております。合併後最初の一般選挙における議員定数は何人とするか、これに対してご意見を求めたいと思えます。
前原委員	高原の前原です。先ほどは私勘違いをしておりました失礼しました。新市の議員定数については、先ほども申し上げましたとおり、議員の定数を定める本来の姿は議会で定めるべきというふうに私は思っております。そういうことで、まず法定数上限の30名としておいて、新市の議会においてどれだけ削減していくかということを協議した上で決めていくべきだというふうに思います。
委員長 杉元委員	以上です。 ご意見ございませんか。——はい。 杉元です。先ほど前原委員のお考えを示されたとおりです。やはり法定定数で決めておって、新たなまちづくりの中で条例定数を策定していくべきであるというふうに思っております。
委員長 久保田委員	ございませんかほかに、ご意見。（発言する者あり） 事務局にちょっと伺いますが、前回それぞれの都市の議員定数の一覧表をもらいましたよね。あの中でほとんどが25、6とか2、3とかというのがあって、30もちっとはあったけど、やっぱあれはこの協議会の中で、あの数字を決めて出してあるわけですか。
事務局	お答えします。前回の配布資料で類似人口団体の議員数ということで、第5回です。合併時の議員数と合併後の議員定数について、それぞれ数字を挙げてあると思

	<p>いますけれども、下限が20、上限が30という形でそれぞれ、ばらつきがあります。そしてこれについては、要するに協議会の小委員会で決めた数字なのか、先ほど委員さん方から言われたように、新市の議会において定められた数字かというのは、これは把握しておりません。できません、これについては。ですから、議員定数の推移としてお示しした資料です。ですから、あの類似団体、人口の類似してる団体の議会議員数というのは、確か下限が20で上限が30だったと思います。それぞれ議会によって削減数は違っております。</p>
<p>委員長 山田委員</p>	<p>以上です。 はい、どうぞ。 事務局に質問申し上げますけれども、この委員会、小委員会で決めた定数と、先ほどから言っております議会で決める定数、これはどちらを優先するんですか、議会でしょ。（発言する者あり）</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。 いいですか。結局協議会でそこまで、いろいろ意見はあるんですよ、議会の専権事項だという意見と協議会である程度枠を絞って出すという意見があるんです、実際はそうです。ですから、これは先ほど私が定数を決めなければいけないと言ったのは、当然選挙の場合は何に基づいてやるかということ、条例の議員定数に基づいてやりますので、最低そこは決めておかなければならない。そして、それを小委員会の意見として出した上で、当然これは合併協議事項になりますので、協定書にもうたわれます。そして、それが議会がどうかかわるかということ、合併協定を認めるかどうか、そこで議会は初めて出てくるわけです。新市において定めるというのはそれ以降です。この条例定数を、じゃ減らすのか、増やすのか、ちょっとそこは分けて考えていただきたいと思いますので、よろしいですか。</p>
<p>委員長</p>	<p>15分程度休憩いたします。</p>
	<p>午前9時58分休憩～午前10時10分再開</p>
<p>委員長</p>	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 合併後の最初の一般選挙における議員定数とはいうことで、今中断いたしておりましたが、それぞれ皆さんのご意見を伺いたしたいと思います。はい。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の方からですが、若干まだ説明の方をさせていただきたいと思います。 まず、現在の小林市の条例定数ですけども、これが24人となっております。今回編入合併でございますので、定数等の新市におけるの定数を決めない限り、24人のそのまま引き継いでいくということがまず一つ整理されていると思います。それと今日の資料の中で、参考資料の方でちょっと説明させていただきたいと思いますが、5ページの方をちょっとお開きください。 ここの中ほどに埼玉県熊谷市（原則）とあります。ここの2番目ですが、ここでは合併後最初に行われる一般選挙により選出される熊谷市の議会の議員の定数は36人とすると、こういった上限をされてるところがあります。 次に6ページでございますが、一番上の宮崎県延岡市、ここでございます。これの2番目ですが、ただし、選挙後、現在の議員定数30人からの削減検討を求め、こういった表現をしているところもございます。 その次に7ページをお開きください。上から2番目の栃木県真岡市、定数特例ということでございますが、ここの1番目の5行目になりますが、合併後最初に行われる一般選挙における議会議員の定数については28人以内で新市において決定すると表現されております。 それと8ページですが、8ページの3番目、特例適用期間後の八女市議会の議員の定数については30人以内で合併の日までに調整する。こういった調整を出しているところがございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>参考で説明させていただきました。以上です。 事務局からただいま説明がありました。意見をお伺いしたいと思います。はい、どうぞ。</p>

西道委員	小林市議会といたしまして協議したところ、全国の類似団体を見ても定数は24でいいのではないかという結論を見たところであります。
委員長 杉元委員	ほかにご意見はありませんか。はい、どうぞ。 杉元です。今、西道委員の考え方は新市におけるの条例定数ですか。私もそう考えておりますが、先ほど前原委員の考えとも重複する点も多いんですが、今回は上限定数でいって、新市において私たちは、今回の協議は小林市の条例に基づいて進めていくということを確認し合っておりますので、そういった意味を踏まえ、やはり小林市の条例に基づいて、私は定数は新市において定めるべきではないかなというふうに考えております。しかし、この中でのただし書として、しかし、今回の私たちのこの委員会の中での協議に関しましては法定定数内30名で、私は定めた方が、後の協議はやりやすいのではないかと思います。
委員長 前原委員	はい、どうぞ。 前原です。杉元委員と同じ考えですが、私も先ほど申しましたとおり、法定数いっばいの30名で決めておいて、新市の議会において大幅な定数削減を図ればというふうに思っております。やはり今回ここで24で決めておくというよりも、それぞれ各議員さんの思惑等もありますし、やはり新市の議会で決めるべきというふうに思います。住民の負託に応えるためには法定数いっばいの30で今回は決めておいて、附帯条件というか、新市においては大幅な削減をするというような条件つきで載せておけばいいのではないかなというふうに思います。
委員長 前原委員	以上です。
委員長 西道委員	はい。 野尻の委員さんから今回は30名で決めていけばというお話があったところですが、前回の話をして申し訳ないんですが、野尻の委員の方から合併協議会において定数を20名で決めるべきだという意見がありました。私はそれを記憶しておりますが、大変びっくりした数字を出されたところがございます。そういう議員の皆さんの総意でそれを出されたと思うんですが、今回30名という決め方をされたのは、皆さんの、議員の皆さんの総意ですか。
委員長 杉元委員	はい、どうぞ。 その20名という数字は私は言っていないつもりなんですが、多分24と誤解されたんじゃないかなというふうに思ってます。いろいろ、後の特例の適用の中で定数特例と、——小林市さんの言われます定数特例と、野尻と高原の委員さんが求めています。在任の適用の問題にも重複しますが、その新市において、まちづくりする中でやはり財源的なもの、住民が求めているものは、やはり議員の数が大きいという小林市さんから特に学識経験者の皆さんから、そういった大きな意見が出ました。そういった中で私は1年1カ月の在任を求めて、やはり先ほど言いましたように、小林市の条例に基づいた24でいいんじゃないかという意見は述べたつもりです。しかし、20名といった数字は述べてないと思います。
西道委員	いやすみません、それは3年前の合併協議会のことなんで……。 (発言する者あり)
委員長 久保田委員	はい、どうぞ。 その小林市が24でいけと言われたのが、前回須木と合併をしましたとき対等でしたから、そのときに議員定数は26が定数ですから、そのときは。だからそれでいって話し合いで決めるということにしたら、なかなかまとまらなかったですよ、それぞれ意見が出て。だからそこら辺を踏まえて、今回はもう市民の感情やら、その皆さんの住民の感情を考えたときに、こういうのが出てきたのならこれでいけということで、小林市は決めてもらって持ってきておりますので、そこら辺は理解をしていただければなというふうに思っております。
委員長 杉元委員	前回の意見からもよく出る言葉なんです、私ちょっと不快感を抱いている点の一つあるんですが、小林市議会が決めたという言葉がよく出るんです。私その協議された、まあよく分かるんですが、この協議会は合併を前提とした協議項目なんで

	<p>すよね、これが。決めたとか、決定という言葉がよく耳にするもんですから、それはいかがなものかなと。在任を求める中に、私たちは前須木のとき言いましたが、お互いに合併するためには確認し合ってるんですね、申し入れる中で、合併に対して。しかし、この私たちの議員の取扱いと農業委員の取扱いは、この委員会で協議してるわけですよね、そこを十分踏まえた中で協議していかないと、事前にそのまちで協議されたものを、そのままこの協議会に取り入れるというのはいかがなものかと、意見として出たと、皆さんいかがでしょうかと、言うのならば私たちもその意見の賛同の仕方が十分あるんです。</p> <p>最後に、大きな在任か定数特例かどちらかを判断しなければいけないわけですが、そういった感情的な意見が前回まで出てますので、そこら辺を十分踏まえた上で最後の在任と定数特例を判断すべきじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
前原委員	<p>前原です。事務局に伺いますけれども、この定数は24から26というふうな幅を持たせることはできないんですかね。</p>
事務局	<p>いいですか。結局条例になりますと、それは定数として定めないと、要するに実際に選挙を実施するときに難しいと。ですから、条例になったときにははっきり何名と。ただ協議の中では、幅を持たせる意見を出すことは可能だと思います。ただ、小委員会での結論としては、それでいいと思うんですけども、じゃ実際最終的にはこれ合併協定書に載るもんですから、それに基づいて各市町議会が議決をしなければならぬので、幅を持たせたときにそれぞれの取り方が違ってくと……。</p>
前原委員	<p>幅を持たせた上で新市の議会でさらに削減を求めるとか、そういう条件みたいなものをつけるということ。</p>
事務局	<p>ですから、例えば何人から何人というのも難しいんです。だから何人以内ということで、先ほど税所の方から読み上げたのもありますけども、何人以内と、しとくと、そして条例定数としてはそれでいって、新市において削減を検討するなど、先ほどの参考資料にありましたよね、だから小委員会の意見のまとめ方としては、それが妥当じゃないかなと事務局としては判断しておりますけど。</p>
委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
福本委員	<p>野尻の福本です。</p>
清水委員	<p>ちょっと待ってくださいよ。今杉元委員が言ったのそのまま言いつ放しですから、一つずつ整理せんと、意見をそのまま聞き流して、また前原委員のそっちの方を答えるというとまたおかしい話ですから、私はこう考えますということですから、そこ辺整理を1つずつしていってもらわんと。（発言する者あり）やっぱりいかんと思いますけど。（発言する者あり）委員長が整理せんとだれが、整理してもらわんと、言いつ放しでそのまま置いて、また別な意見を聞くという事態もおかしいわけですから、今の意見に対して全体の中で話し合いをするのか、それとも、その整理を1つずつしていかなと。</p>
委員長	<p>先ほど、私、いいですか。杉元委員おっしゃいましたが、私、小林市なもんですから、あのですね、小林市の委員会は、委員は一応大事なことは一応全員協議会へ諮ります。そしてまた、こういう委員で、委員の皆さんが、議会でその全員協議会で決まりましたということはいかがなものかだと思います。意見を聞くということは、これは差し支えないんじゃないかだと思います。委員の皆さんが議会の皆さんに委員を聞きますよと——いや、意見を聞きますよということは、これはもうやぶさかじゃないと思います。ただ表現がちょっとまずかったんじゃないかと。</p>
清水委員	<p>いや、議会で決めたと言いますから、この委員会で、私はこの前も言いましたけど。（発言する者あり）これもうせつかく協議する中でこういうふうに決めたと言われると、協議自体が小委員会のそのまませないかんということ。</p>
委員長	<p>ま、意見を聞くことは皆さんもそれぞれ（発言する者あり）皆さん意見を聞いてきていらっしゃると思います。</p>
清水委員	<p>意見は聞いたところならいいですよ。議会で決めたと、小委員会の今事務局から</p>

<p>委員長 首藤委員</p>	<p>説明がありましたように、小委員会の意見として出すということですから、その議会の決定その後の方ですから、それはそれを議会で決定をして結構ですけども、小委員会の中の協議事項の中で議会がこういうふうに決定しましたので、という話になると、小委員会の意味をなさらんわけですよ、決定したと。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>言葉の行き違いがあったと思うんですけど、（「行き違いじゃないです」と呼ぶ者あり）小林市議会の意見を聞いたところ、選挙後の一般選挙は選挙区を設けないということで、議員定数については、6万人人口規模のところは、法定数は30名と、上限ですね。そして議員の定数としては、じゃ、どれぐらいが妥当だろうかとということで、6万都市の合併したところの25市を当局に聞いたところ、定数30人が8市、28人が3市、26人が5市、24人が7市、22人が1市、20人が1市ということで、平均として24人から26人というところが妥当ではないかという意見が出たんです。というところで、先ほど野尻と高原の委員さんの意見も聞きましたところ、選挙後の一般選挙は大幅な削減をしてという人数の明確さは出ませんでしたけども、大幅な削減でいうことで出ました。また、野尻からは24人でもいいんじゃないかという話も出ました。というわけで、24人でいくか、幅を持たせて26人かということで、明記するには、先ほど当局からも言いましたように4つの事例を挙げたんですけど、特例適用後、適用期間後の小林市議会の議員の定数については何十人以内で合併の日までに調整するという事になれば、幅を持たせれば26人以内で合併の日までに調整するという事になるのかなと、言葉的にいうとね、というふうに思うんですけど、どうでしょうか。</p>
<p>委員長 永野委員</p>	<p>はい、ただいま（発言する者あり）はい。</p> <p>永野です。先ほど杉元委員からもおっしゃいましたように、この小林市議会で24とか26とか決まったかのような言い方をされましたよね。私も小林市でそれを聞いたんですが、それを決められるのであれば、小委員会は要らんのかなというふうにずっと思っております。まだ今も思っておりますが、事務局からの話を聞きますと、大体分かりましたけれども、ここで、小委員会で何名なら何名程度というような委員の数字をまとめて、そしてそれをさらに議会でまた再審議して決めていくんだという話を聞きましたから、それなら委員会の価値があるんだと。頭からこう決まりましたという、おいどま何のための委員かということをお考えしました。だからそういうことはやはりやらないでほしい、できるならここで決まったその数字を議会でも生かしていただきたいということをお願いをいたしておきます。</p>
<p>委員長 龍神委員</p>	<p>それと、この前からずっと申しておりますが、やはり合併になっても、これはもう先ほどから首藤委員もおっしゃいますが、大幅なやはり議員の定数削減をやらなくてはならないということも申し上げてきております。ですから、その辺のところを十分踏まえてこの委員会で決定した数字を出していただいて、これをぜひ議会でも取り上げてやってくださいと、この数字でいってくださいというようなことを私は申し上げたいです。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 杉元委員 委員長 杉元委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>小林市、龍神です。永野委員さんの意見はもともとだと思います。賛成です。合併をする意味は何なのかといったときに財源がないから、補助金が減ったから、交付税が減ったからということで合併というのを行政からいろいろ言われて持って来たわけなんですけども、合併で財源がないというのを基本に置けば議員定数というのはそんなに要らないと思いますので、だから削減することには大賛成です。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>後の項目と併用して質問していいですか。特例の適用についてです。</p> <p>これは後でします。</p> <p>後がいいですか。</p>

<p>委員長 杉元委員</p>	<p>後でします。最後にします。 最初、上限の定数を言いましたけども、私はそれは新市において大きな削減は必要であると、今の先ほど言いましたように小林市の条例でいいんじゃないかという考えは最初から持っております。 この私たち委員会での協議の中でも、小林市の条例に基づくならば何も問題ないと思うんです。合併後も小林市の条例でいくというのを確認し合っておりますので、数字をうたわなくても小林市の条例でいく、おのずと24という数字が出てくるんですね。</p>
<p>委員長</p>	<p>ここで、いいですか、定数を、もう必要はない。小林市の……（発言する者あり）</p>
<p>杉元委員</p>	<p>最初の上限言いましたかって言ったでしょ。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>というのは、後の適用まで含まれてるもんですから、そこら辺を含んだ中でならば住民の理解が得られるんじゃないかというのは私の意見です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>福本委員</p>	<p>やっぱ13カ月間の中でどのぐらい新市のまちというのが構築できるかという話にもなってくると思うんですけども、それを見ながらやっぱり定数ちゅうのは決めていかにやいかんのかなと思いますので、私は、先ほど首藤委員も言いましたけど、26なら26以下で決定するちゅうような形の文言でいいんじゃないかなと私は思うんです。だから永野委員さんもよく言われますけど、前回においても24でも多過ぎたと思ってるんだという話聞いておりますので、そのあたりの意見を踏まえて、できれば26なら26人以下で新市の中で決定するというような形の文言で、やっぱり含みを持たせてするべきなのかな。だから新市の13カ月間の中でのその新市のまちづくりがどのぐらい構築できるか、それを見ながら決めていくちゅうような方法がいいんじゃないかと思えますけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>26人以内で調整すると、そういうことですね。はい、どうぞ。</p>
<p>山田委員</p>	<p>現職の議員の皆さん方が、一般市民もそうですけども、大幅な削減を考えてきておるわけですから、そういったことも踏まえまして折衷案ではございませんけども、一応26人にさせていただいて、あと次の選挙までに十分検討して、さらに削減の方向で決めていただきたいということを要望しておきます。</p>
<p>清水委員</p>	<p>よろしいですか。最初の選挙、在任にしても定数特例にしても、定数にしても35、1年と在任にすれば44ですから、第1回の選挙におきましては、やはり全体的に幅広く高原と野尻を含めますから、できれば減らすのはいいんですけども、町民、市民の皆さん方の意見等を幅広く聞く意味からすれば、減らすばかりが本当がいいのかということをおかねてから思っております。 その中で定数30というのは法定で決まっておる定数ですけども、今削減するにはそれぞれみんなやぶさかではないわけですけども、全体の行政の中のあり方とすれば、やはりその削減削減ばかりが本当がいいのかというふうに私は疑問を持っておるところであります。 そういう中で、30に、これを載せてくれということではありませんけども、24の小林市の定数から、新しい新市になりますと、定数等はまたその議会の中で最終決定はすると思えますけども、第1回の選挙においては、やはりそれぞれの地区から少しでも多くの議員の皆さん方が議会に参加して協議してもらおうという意味からすれば、最低でも20、高原議会でも話し合いをしましたがけれども、幅広く26から28人ぐらいの議員の皆さんがおってはいいいんではないかという意見がありましたので、あわせて、その先は24の定数、議員の定数でも構いませんけども、第1回の選挙においては、やはり最初からその24にするというよりも、そういう幅を持たせた中での議員定数であってほしいというふうに思っております。 26か28ということで、先ほどの前原委員の方も幅をと言いましたけども、最低でも26、多ければ28人ぐらいがいいわけですけども、そういうふうに思ってる</p>

<p>委員長</p>	<p>ところであります。 ほかにご意見ございませんか。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>一応、今26人以内でこれは調整すべきではないかという意見と28名から26名の間で調整すべきではないかという意見があったわけです。ここででき得ればもう決めていただきたいと思います。時間もございませんので。</p> <p>委員長お諮りしますが、後の適用の問題ですね、後は後で協議されると言われますが、清水委員も言われたように、確かに人数減らすだけが行政のあり方か、監視のあり方か、もうそれも十分思っております。そこを含んだ上で、特に小林市の永野委員さん、山田委員さんをお願いがあるんですが、うちの議会といたしましても、やはり合併後は新しいまちづくりに取り組むんだという姿勢で私たちも臨んでいくつもりです。</p> <p>この前、龍神委員から果たして在任を強く要求されるが果たして合併される気があるのかと、大変厳しい意見もいただきました。しかし、それを持ち帰って協議いたしております。私たち野尻の委員はやっぱり合併を進める前提のもとにこの協議会に臨んでるつもりです。</p> <p>そういったことを含み、やはり在任を要求しながら、そして新たにその数の中で新たな新市の定数も私はされるべきじゃないかなと。そういった考えを示す中で、この身分の取扱いの中で定数まで小林市の条例に基づいていくんだというのをある程度定めておけば、やはり新市においても新しい形のスタートができるんじゃないかというふうに、お含みの上であとの取扱いについても協議いただけないかということ要望したわけです。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>新市の条例、上限定数に基づいて今後、合併後審議するべきではないか、調整すべきではないかということですね。久保田委員、ご意見ございませんか。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>今厳しいことを言われたんですが、皆さん方は本当に合併する気があつとかなというのは、基本が編入合併でもいいですからお願いしますと来られたんでしょ、そこら辺はやっぱり踏まえてもらわんと、小林市議会はそれを、話し合いをしてきますからなかなかそれは難しいですよ。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>久保田委員の意見に反論する意味じゃございません。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>はいはい、どうぞ。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>第2回目やったですか、3回目だったと思うんですが、確かに野尻町の首長、町長と高原の町長が小林市の方に合併の申し出をされた。そういった中で、小林市さんの方で協議されて、確認項目を、合併するためにはこれとこれでいきますよという8項目の中で、それを受けて私たちは法定協も立ち上げてこの会に臨んでおるんです。その項目は十分踏まえた中で臨んでいるつもりです、協議会に。しかし、議員の取扱いの問題、これはあくまでも新法にもうたってますし、そしてその中で確認項目の中にうたってなかったんです。うたってないということは、ここで協議できるんです。協議できるということは要望も私は包み込んでいただけるというふうに思って、この会議に出席、協議しております。今回やはり野尻と高原さんの在任の要望が聞き入れられることによって、本当のまちづくりができるんじゃないか、本当に分かりあえるまちづくりができるんじゃないかなというふうに思っております。そのための主張です。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>この定数特例、在任特例を、ここでまだ今このとりあえず抜きにして定数は幾らにするかということ審議してるわけですから、これはまたこれは最後にしますから。</p>
<p>杉元委員</p>	<p>委員長、これはそれと関連してるんですよ、ですから。確認し合った条例に基づいてまちづくりするんだというのが、そのためにはやはり在任も理解できていただけないかというのが……。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは今定数を幾らにするかと、合併後の定数は幾らにするかということ今話</p>

杉元委員 委員長	し合っているわけですから。 ですから、それと併用してるんです。 後で話し合いますから、それは。
永野委員	26人以内で調整すると、合併後調整するという意見と、いわゆる小林市の上限、定数、合併の上限定数30人以内で調整すると、それから28人以内で調整すると、3つの意見が出ているわけでありまして。これをどこかでまとめていただきたいと思います。はい。
委員長 首藤委員 福本委員 委員長	永野です。私は26以下で調整するということを進めていただきたいと思 います。 以上でございます。 ございませんか、もう。はい、どうぞ。 一人ずつですか、それともその各市と町でまとめていいんですか。 ちょっと休憩して。 5分間休憩します。
委員長	午前10時43分休憩～午前10時49分再開 休憩前に引き続き会議を開きます。
久保田委員	はい、どなたかご意見。 今、小林市は委員だけで話し合ったんですが、26人以内で合併までに調整する ということかどうかということの話し合いをしたところです。
委員長 清水委員	はい、どうぞ。 まあ高原も委員の皆さんとちょっと協議したんですけれども、28は難しいかも しれん、26名なら、後でまた、今の久保田委員が言いましたように26名以内で 小委員会としては調整するということかどうかということをお話したところであ りました。
福本委員	野尻、福本です。野尻も一応話し合いしたんですが、その中で平均値が24から 6ぐらいやったということだったんですが、ただ、これにはその市の面積も絡んで くるわけです。やっぱ広いところになると、やっぱそれじゃカバーできないという面 もあるんですが、ただ、いろんなやっぱり住民の意見とか、そういうのを考えます と、やっぱりその皆さんが言ってるように26以下でという、以内でというような 表現の方法でいいんじゃないかなということで一応まとまりましたんで、よろしく お願いします。
委員長	ただいま、いいですか。3名のご意見を伺いましたところ、26名以内で合併ま でに調整するという意見が多かったようですが、ご確認いただけましたでしょ うか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、はいはい。
福本委員	これ合併までに調整するのか、新市の中で決定するのか、その文言でちょっと違 ってくると思うんですが。（発言する者あり） 先ほど私も言いましたけども、やっぱこの13カ月間、合併した後の13カ月間 ちゅうのものすごいやっぱ大事になると思うんですね。この中でやっぱちゃん とした新市のまちを構築できれば、この議員数ちゅうのは、またそこで減らせる可 能性があるんですね。だから私は合併までじゃなくて、新市の中で決定ちゅうよ うな形の文言で入れてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。（発言する者 あり）
委員長	いいですか。合併後最初の一般選挙においては、議員定数は26名以内で調整 すると、そういうことでしょうか。（発言する者あり）会議を続行いたします。申し上 げます。合併後、最初に行われる一般選挙の定数は26人以内とし、新市において 決定するものとする。これでいいじゃないですか。ただいまの私の報告したこと をご確認いただけましたか。
委員長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、異議なしということでございましたので、これで承認いただきたい と思います。はい、どうぞ。

事務局	今26人以内で新市において決定するという（発言する者あり）ただ（発言する者あり）ご理解していただきたいんですが、条例の条例定数の問題で、今回の場合は編入合併でございますので、3月の合併日の前日をもって高原町、野尻町の法人格は消えてしまうと、そして小林市の法人格が残ると、ということは小林市の条例がそのまま生きると、現状の定数24がそのままが生きるということになるので、そこで条例定数とこれはちょっと別物だと思うんですけど、新市において検討する件は要するにもう条例定数じゃ一応26にしとって、一応じゃないや。条例定数としてはきちっと決めておかないと条例改正ができない。
清水委員	ああ、そうですね。
委員長	はい、どうぞ。
福本委員	今、事務局の倉園さんが言われたけど、一応26人で確認を、26人以下ちゅうことで確認をみんなでとったんですから、今言うたように、定数を26なら26でもう決めていいんじゃないですか。その後、結局減らすちゅうことなら減らせばいいわけだから。条例定数26で決定ちゅう形でもいいんじゃないかと思うんですけど。
委員長	はい、どうぞ。
首藤委員	今、当局の言ってるのは、それはいいんだけど、その合併の日までに調整するのか、新市になってからするのかでは違うと、だから新市になってからという文言にすると小林市の条例が（「適用」と呼ぶ者あり）生きていくから24人となるということ。（発言する者あり）ということは、合併の日までに調整するという……。
福本委員	じゃからですよ。条例で、定数はもう26なら26ちゅうて条例決めちよって。じゃから。みんな確認の中にそれを新市の中で次の選挙のときには定数を調整するちゅうような形のあれで……。 （発言する者あり）
事務局	よろしいですか。
委員長	はい。
事務局	条例定数としては30名——あ、ごめんなさい、26人とし、後の削減については新市の議会において検討するというような文言ではいかがでしょうか。（発言する者あり）
久保田委員	条例改定をするなら小林市議会で条例改正せんにゃいけんことになるわけやろ。
事務局	ええ。ですから。
久保田委員	そうすると、それが26で通るか通らんかということも出てくるわけよ。
事務局	はい。
久保田委員	で、そうなるとここで決められんていうことになりゃせんけ、幅持たせてください。今局長が言うたように。
事務局	いや、一応幅持たせてもいいんですけども、皆さんの認識として、条例定数としては26になる可能性があるということを持っておいてもらわないと、条例改正自体、実務として合併日までに条例改正を全部しなくちゃなりませんので、そこらあたりは理解していただかないとちょっと困るなと思ったもんですから。 一応だから協議会としては26名以内ということで、後の項目に、削減とかそういう文言については、委員会の方で決められるんですけども、26名以内とすると、ただ条例定数としてはどこの数字になるか分からないというような状況ですよ、今は。だから当協議会の意向としては——ごめんなさい、小委員会の意向としては26名以内を……。 （発言する者あり）
山田委員	新市の審議会で条例改正をされればいいんじゃないですか。
丸山委員	26名以内として。
山田委員	合併の選挙はそのまま在任か定数か決まってないわけじゃから（発言する者あり）上限というのは、関係ないんでしょう。（発言する者あり）
西道委員	条例が26で通らん可能性があれば、あれですね。（発言する者あり）
山田委員	委員長、事務局にちょっとお尋ねしますけど、合併時の選挙ですね。在任特例、

<p>委員長 山田委員 事務局 山田委員 事務局 山田委員 事務局 山田委員</p>	<p>定数特例……。 (発言する者あり) ちよつと聞こえんです。聞こえん。 在任・定数の増員選挙は、条例は全然関係ないでしょう。 ありますよ。選挙はすべて条例に基づいてやりますので、定数も。 そうすると、あんた、条例を今小林市24でしょ。 はい。 今の定数にしても在任にしても大幅にオーバーするわけですね。 いや、これは。 これは、関係ないんですか。 (発言する者あり) だから、在任か定数かでいずれ出ますわね、今回ですね。その新しい議会の中で条例改正をしてすれば問題ないじゃないですか、新市になってから。 (発言する者あり) なあ。新しい第1回のあの合併後の選挙は、あんた、まだ、定数か在任か分からんけれど、いずれかの方法で新しい議員が出るわけですから、その新しい議会構成の中で条例改正をして、次回の選挙に臨めば事足りるんじゃないですか。 どうですか。 (発言する者あり)</p>
<p>久保田委員</p>	<p>それは、事足りったっどん……。 (発言する者あり) 合併特例で認められるっちゃうことだから (発言する者あり)</p>
<p>委員長</p>	<p>最初、私をご報告をいたしましたこれで、問題はないという結論に達したそうでございますので、もう承認いただきましたのでご確認くださいと思います。 いいですか。 (発言する者あり) これで決定していただきます。 (発言する者あり) なお、合併後最初に行われる一般選挙の定数は26人以内とし、新市において決定するものとする。 以上です。 次に進みます。次に、いいですか。これは確認事項です。報酬の取扱いについて、これは小林市特別職報酬等審議会に諮り定めるとありますが、ご確認くださいませうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) それでは、ご確認くださいませう。 次に、特例の適用について、(1) 定数特例の適用、(2) 在任特例の適用、これについてご意見を伺います。はい。 (発言する者あり) じゃ、5分程度休憩いたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>午前11時5分休憩～午前11時14分再開 休憩前に引き続き会議を開きます。</p>
<p>永野委員</p>	<p>再度申し上げます。特例の適用について、(1) 定数特例の適用、(2) 在任特例の適用について、それぞれご意見をお伺いいたします。はい、どうぞ。 永野です。この定数か在任かについては、小林市の方としましては、もう最初から定数特例というふうに言ってきたわけですから、それで一方の自治会の方のことは言う必要はございませんけれども、向こうにおいても区長さんの設置、それからいろんなそうした原案をいいと、認めたというような話を聞いておりますが、ここにおきましては、この定数特例、これを適用していただきたいなど。これはやはり譲るわけにはいきませんというふうに申し上げておきます。 以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。ただいま永野委員からご意見がございましたがほかにございませうか。はい、どうぞ。</p>
<p>永野委員</p>	<p>つけ加えておきますが、そうして、その合併をして今後の新しい市議会ということになっていきます。だからそういう皆さんの何と申しますか、初めて新市になった小林市議会としてみんながこう新しい小林市をこれから先盛り上げて、盛り立てていくと、新市という一つの希望を持って議員として胸を張って出てきていただきたいということを、大変失礼な言葉ですが、そういうふうにしていただきたいなどというふうに思っております。 以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいまの永野委員の発言に対してほかにご意見ございませうか。はい、どうぞ。</p>

<p>福本委員</p>	<p>野尻、福本です。野尻の意見としましては、やっぱり従前から言ってますとおり、一応在任特例というような形でお願いしたいんですが、一応その理由としまして、7月14日の小委員会の中の各委員さんの意見の中に、財政的なことを考えるとちゅうのと、やっぱり経費の削減とか、そういう文言がものすごい多いです。そのあたりで考えると在任を使って、そのかわり報酬については現状の報酬のままではいかしていただくと、そういうのでいったら、以前申し上げておるとおり、在任の方が100万円程度安くなる計算になっております。そのあたりの——先ほど言いましたように、これは次の選挙に絡んでくるんですが、この13カ月間で新しいまちをきちっとつくることによって、やっぱりその後の定数というのを私は24以下でもやっぱりできるのかなと。</p> <p>一応条例定数、先ほど決まりました26以下でてなりましたので、その定数というのがそこでまた相談できるのかなという話で私考えてます。だからその辺がありまして、私たちはこの在任特例というのでやっぱり新しい町をつくるんだと、その13カ月間でつくるんだという気持ちでいますんで、そういう面で在任特例というのを主張させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 久保田委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>いいですか、久保田です。事務局に試算をしちよらんかもしれんけど、伺いたいんですが、今100万程度経費が削減されると言われたんですが、在任を使って新しく議場をつくったり何したりしたときにどの程度の費用がかかっていくかということを実算していないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議場改修については、マイク設備等の試算だけしかしておりません。広げたりするのはちょっと改築工事になりますので、そこまでの見積もりはとれないということで試算には入れておりません。あくまで議員数のマイク数の設置であるとか、椅子を詰めて置くだけの費用しか計上してないです。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 首藤委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>今、福本委員さんが言われたんですけども、先ほど議会議員の定数及び任期についての項目のところで、小林特別報酬の取扱いについては、小林市特別職報酬等審議会に諮り定めるという確認をとりましたので、ここでその経費ですね——のことは言えるのかなと思うんですけど。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>一応、特別等審議会と言いますが、例えば市長選やっても町長選やっても公約というのがありまして、一応審議等委員会で決めた報酬から何%カットとか、そういうのが私は公約としてできると思うんです。私は野尻、高原、一応確認とってますけども、一応今の現状のままの報酬でいいという確認とっておりますので、私はこれを審議等委員会が開かれる前に野尻と高原からちゃんとした形で申し入れをしたら、私はこれは十分大丈夫だと考えてるんですが、以上です。</p>
<p>委員長 首藤委員 委員長 事務局</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>そのところ、当局どういうふうを考えてらっしゃいますか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>よろしいですか。非常に言葉が難しいんですけども、あくまで公約という形であれば、これは皆さんのこと言ってるんじゃないですよ。公約とは破るためにあるようなものだと言った議員というか国会議員ですがおります。ですから、拘束力ありません、これは。あくまで紳士協定になるんで、協議の上で、というのは私はちょっと問題があるかな、公約という形で持っていくのはというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長 西道委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>ただいま福本委員の方から100万ほど安くなるという試算をされて報告があったところですが、私は議場の改築等を含めたときは数千万の金が要る、必</p>

<p>委員長 福本委員</p>	<p>要ではないかと思うんです。以前にも議場の持回りとか言われた議員、委員の方がおられたと思いますが、議場の持回りなんて考えられないと思います。小林市議会として、やはり今の小林市議会で審議するには35名がぎりぎりだと思いますので、やはり定数特例しかないと思います。わずか1年のために数千万の金を使うわけにはいかんと思います。</p>
<p>委員長 久保田委員</p>	<p>はい、どうぞ。 野尻、福本です。私はこの13カ月間の間に議場をつくる必要はないと思うんですよね。そのための考えとして、例えば持回りはしなくてもいいですから、例えば小林市の中央公民館あたりで机を並べてでも、私はそれでも対応できると思うんです。きちっとした議場じゃなければいけないという、その理由が私は分からないんですよね。私はその議場ちゅうの、その人数に応じた形で使えば私はその13カ月の間ですので、私はそれでもいいと思うんですけど、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>はい。 久保田です。まあ、これはどこまでいっても平行線なんですけど、私は言いにくいことばっか言わんにゃならんので、悪者になるような気がするんですけど、はっきり申し上げますが、公民館あたりで議会をしたら、小林市民は何と言うと思われませんか。2年前にはしないとっておいて、今度はお願いしますと来て、何で公民館あたりで議会すつとかと、こら私たちは市民に説明ができないんですよ、そのことは。だからそこら辺は踏まえてもらって、やっぱりお互いに譲り合いながら、私たちが原則でていうのは言ってないわけですよ。定数までは小林市も認めましょうと、議場に入りますからと。それをやっぱ、この平行線ではこの協議会はまとまらないと私は思いますけど。</p>
<p>委員長 西道委員</p>	<p>はい、どうぞ。 いいですか。何で、ただ中央公民館でするのが、市民がそれに反論するんですかね。私はそれが分からないんですよ。</p>
<p>山田委員</p>	<p>はい、どうぞ。 議員だけの発言になっているようでありますので、学識の方のご意見も伺いたいと思います。 もう今まで6回、5回の中で私の思っていることをすべて発言をしまいいりましたので、定数にかわりはないわけですがけれども、先ほど杉元議員さんの方から、別にいいんだけど、協力要請みたいな発言がございましたけれども、私は小林市選出の合併委員として議員でもないし、第三者的などいっても語弊があるかもしれませんが、そういう立場で純粋に物事を考えた場合に、旧法の場合であれば別ですがけれども、新法でも参考事例が今日の資料にも出ておりますけれども、20の例の中で、現職と定数で80%占めるんです。現職は5、それから、定数11、合わせて16なんです。在任でいくところは4なんです。それで、なぜこの新法の中で合併が何か減ったのかというのは、旧法の中での乗り遅れといいますか、そういったところが、この新法で救いを求めてきたと思うわけでございます。 だから、こういう数字的に出ていると思うんですが、小林市の市民から考えた場合に、私は一番冒頭に申し上げましたけれども、なぜ今というような市民感情があるわけですか。なぜ今高原、野尻さんの方は合併を申し込まれてきたのかという、何といいますか、疑念といいますか、そういうのがあると思うんです。あの申し込まれたときに、どこの町長さんだったか知りませんが、不退転の決意で今回は合併を成功させたい、してもらいたいというような強い決意のもとに申し込みをされてきたわけです。 そういったことを考えてみますと、やはり私は市民感情を逆なでするようなことは、小林市の合併の委員としては賛成しかねるというふうに考えておるところでございます。 特に、調整項目は、たくさんの調整項目があるわけですがけれども、以前も私は合併推進委員として席を置いて、いろいろ眺めてまいりましたけれども、その調整項</p>

<p>委員長 福本委員</p>	<p>目の中で激変緩和措置という言葉がたびたび出てきました。急激に変わることはいろいろ地域住民に不安を抱かせるから、次第にならしていきましようというような意味だと思います。激変緩和というのは、今回もこの議員定数を見てみましても、在任特例を用いていきますと、先ほど決めていただきましたけれども、議員定数は26名にしましろうと、その以下にしましろうという決議がなされたわけですが、在任でいきますと、一挙に1年何カ月後には44名から26名と大幅に激減するわけです。定数でいきますと、中にワンクッション置きますので、そういった感情も出てこないと思うわけでございます。</p> <p>そういった立場でいろんな住民の人口割、そういった住民の感情を考えますと、野尻、高原さんの言われることも分かるんですけども、これから新しいまちをつくっていくときには、やはり、小林市民の感情を逆なでするようなことには賛同しかねるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>ご意見ありますか。どうぞ。</p> <p>野尻、福本ですが、ちょっとここで1つ提案があるんですが、議員みずからが一応このようにいろいろ意見を言わせると保身だの何だと言われますので、私1回ここで学識の経験者だけ集まっていたら、その中で協議していただけるのはどうだろうかと思うんですが、そういう提案いたしたいんですが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>最終日ですから。</p> <p>最終日って言われますけども、私はまだ9月は小委員会開かないということだったんですが、まちづくりの小委員会は9月に開かれるんですよ、夜を使って。私は夜を使えば、まだ小委員会は開けると思うんですが、そのあたりもあわせてお願いしたいんですが、できないんでしょうか。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>どうぞ。</p> <p>それは事務局からお答えします。まちづくりの分は、もう素案としてかたまつて、文字にしたもので確認するための最終的な会です。ですから、事務局といたしましても、腹積もりとしても、今日決まれば当然ここでもめてますので、きちんと文言としたものを、こういうことで確認いたしますよという委員会としての報告はしなくちゃいけないと思ってます。ただ、このままいきますと、状況的にもう一回あるよという、言い方は悪いですけど、皆さんそこまで行かれるんじゃないかなど。当然、ですから、事務局の立場としては今日出していただきたい。そして、それを確認という形で、多分議員の皆様は議会中でございますけども、夜でも土曜日でも日曜日でもそれは事務局としては考えております。ですから、次があるというのは、なしにしていきたい。当然確認の小委員会というのは考えてはおります。</p>
<p>委員長 永野委員</p>	<p>以上です。よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>永野です。夜にでもという、おっしゃいますが、やはり、いざこのこういう問題になりますと、そこに1時間とか2時間のいろんな意見交換では終わらないだろうと思います。だから、私たちも農業をやっているし、牛もいるし、そんなに早くから会議に出るわけもいかないと。だから、相当の時間を費やすから、できればやはり午前でも午後でも日中にやってもらえばなというふうに意見としては申し上げたいです。</p>
<p>委員長 原田委員</p>	<p>選任委員の方々の意見を。できれば、今日は、私どもはもう今日決定していきたい。私自身は考えております。どうぞ。</p> <p>高原の原田です。我々が編入合併のことで今回の合併に参加するというのは分かるんですが、前回の合併にしても、町民と議会と町行政の考え方のちょっと温度差というのはあったと思うんですけど、町民の中にも賛成もいるし反対もいたわけですけど、自分の感じとしては、合併の方が強かったんじゃないかなと思うんですけど、前回はどうかだと言われても、私たち住民の代表として、自分は賛成の方だったんですけど。住民としては、本当今度も合併を成功させたいと思っておりま</p>

<p>委員長 龍神委員</p>	<p>す。そういう気持ちで来ております。だから、合併を賛成させるには、編入で小林さんの言われることを聞いて、従えば本当に成功するんじゃないかと思いたすけど、やっぱり我々は編入される側としても、住民一人一人の意見がどのように考えているのかというのが問題になっておりますけど、私としては、本当、住民一人一人の声を反映させるためにも、次の一般選挙から26名の定数をさっき決めたわけですけど、1年ほど合併してその1年、13カ月ですか、その間に新しいまちづくりをするためには、やっぱり一人でも多くの議員さんが、その議会の中に参加してもらって、いろいろと項目を検討してもらって、チェックなりしてもらって、今度新しい小林市としてのまちづくりを一人でも多くの人に携わってもらってやって、我々も新しい小林市民として、新しい小林住民としてやっていきたいと思いたすので、その点はこちらからお願いしたいと思いたすので、</p> <p>どうぞ。</p> <p>小林市、龍神です。今までも何回も同じことを申しますけども、高原町さんと野尻町さんが前をすするときに、あのときに本当に一緒にしてもらえばよかったなというのはすごく感じております。多分10年以内に言ってくるか、10年以内にまた合併というのをくるのかなと思いたすんですけども、意外と早く来たというのは、そこは何が原因だったんだろうかとも思いたすんですけども、本当に高原と野尻町さんが自立していけると思えば、合併というものは持ってこなかったんじゃないかと思いたす。それはやっぱり何だろうかと。もちろんまちづくりもなんですけども、やっぱり財源的なものがあつたのかなということも思いたす。</p> <p>それと、もう一つは、区長制度が設置されるということであれば、区長さんというのは一応2年ということで決まったようなんですけども、そういうのあれば、やっぱり区長さんという人がいたら、やっぱりその住民の意見というのは、すべての面で答える、市の方に伝えることもできるので、それはいい制度だと思います。</p> <p>それと、議員さんがみんないなければというのもちょっと疑問なんですけども、全然いないわけじゃないので、高原、野尻が。やっぱり11名ぐらいいらっしゃるんで、住民の人たちは伝えようと思えば、その人たちに伝えることができるので、必ずしも在任がいいと私は思いたすません。区長設置と議員さんがある程度いるという特例であれば、定数特例であれば、私は小林市民として定数特例で賛成します。</p>
<p>委員長 丸山委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>前からずっと私もいろいろ言わせていただいておりますところですが、もう多くは申しませんけど、前に申し上げたとおり、在任で、住民の方とも、ここまたお盆過ぎも話をしてみたところ、どうしても議員を在任にさせていただくという話を聞きたしたので、在任としてお願いをしたいと思いたす。</p>
<p>委員長 永野委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>先ほど福本委員さんが提案された、学識の人だけ集まって話をしてみてくださいというようなことをおっしゃいましたね。その辺のことは、せんでもいいですか。いろいろ意見は出されましたけど。</p>
<p>委員長 原田委員 事務局 原田委員 委員長 丸山委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>それは、そういう制約とかあるんですか。</p> <p>休憩をとってやるには私は構わないと思いたすが。</p> <p>小委員会なんかの会合としてはなくて。</p> <p>これは平行線ですね。</p> <p>最初、小委員会の中で、私の考えですけど、その学識委員だけで話すというのは、どのようなものかねと思うわけです。小委員会が開かれちる中で、やっぱり小委員会の中でもうほとんどもう意見は述べられたと思いたすので、そのままの方が、今のままの方がいいんじゃないか。</p>
<p>委員長 清水委員</p>	<p>そういう意見です。</p> <p>全体的に整理せんと。</p>

<p>委員長 山田委員</p>	<p>はい、どうぞ。 今まで、口数は少ないですけど、それぞれ発言をされたわけですから、大体の気持ちは分かっているわけですから、ここで学識だけ集まってやってみても平行線になる。時間の無駄だと。</p>
<p>委員長 西道委員</p>	<p>どうぞ。 なかなか意見の食い違いがありまして、この小委員会ではもうとても平行線のままだと思いますが、合併協議会の方に差し戻して、たくさんの方がおられるわけで、その中で協議した方がよりよい意見が出るんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>委員長 前原委員</p>	<p>ただいま西道委員の方から合併協議会に差し戻してはどうかという意見ですが、どうですか。（発言する者あり） 先ほどの福本委員の、学識の皆さんが意見交換会をするというのは、私もまあある意味ではいいのかなというふうに思います。というのは、ほかの議員としてではなく、一住民としての考えを持っておられるし、その中で意見交換会をするのはいいんではないかなという、ほかの住民の皆さんの声も反映させるという意味でもいいんではないかなという気がしていたんですが、今であれば、当然平行線であるし、協議会に差し戻しをせざるを得ないのかなという気分になっています。 そこで、いったん差し戻しをして、意見を、皆さんの意見を聞いた上でもう一回こういう小委員会をお願いできないものか。（発言する者あり）</p>
<p>委員長 清水委員</p>	<p>どうぞ。 事務局へちょっと尋ねてみたいんですが、先ほど久保田委員からも議会の議場のことを言われて、マイクの施設の方の費用等についてだけ試算をしたということですけども、今日のこの資料の7ページにもありますように、宮崎市に、清武町が宮崎に合併されているということでこれも載っておりますけども、その前に田野町、それから、高岡町、佐土原町とも合併したわけですけども、その議会においては、在任においては、大きい場所で議会は開かれたというテレビ報道でもされましたけども、今回また宮崎市においては、清武町の合併を受け入れて在任特例ということになっておりますけども、本会議場での議場の議会ではないと思います。その中で議会を開くのは本会議場だけに入りきらんから、在任特例を認めないという、ではおかしいというふうに思っております。 そういう中で、検討する中で、本当にその、高原町、野尻町の予算等についても話がありましたけども、含めて予算等も大きくなりますし、全体の人口等も6万を超す人口になりますけども、そういう中での議会のあり方についての、本会議場に入らんからいかんという決めつけ方よりも、そういう中でその対応が本当にできないものかということをとちょっと考えたところでした。例えば、今までの意見として、今委員長言われるように、それぞれの平行線でありますけども、それぞれの意見等を述べ合ってきたわけですから、その中で最終的な結論を出さなきゃいかんわけですけども、今の状況においては、それぞれに2つの話が平行線ということで、また、全体会議に、戻してはどうかという意見ですけども、その前にやっぱりその小委員会の中での本当に議会がほかのところでは開けんのか、その辺の当局の考え方としては本当にそうなのか。そこ辺をちょっと聞いてみたいというふうに思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>本当に開けないかということになりますと、私は議会の担当したことございませんので、いろんな委員会の付属があるとか、そういうことの配慮に及びませんので、それについては答えかねるところがあるんですけども、確かに、宮崎市あたりは、場所を借り上げてやっておるという事例もございます。 そして、続けて申し上げますけども、先ほど協議会に返すということ自体は、事務局としてはできれば避けていただきたいと。なぜかという、これだけの人数の小委員会でもとまらないものが、合併協議会の大人数の中でとてもまとめるとは思えない。それと、合併のスケジュールからいまして、もうむやみやたらと引き伸</p>

<p>委員長 前原委員 委員長</p>	<p>ばせるような状況ではないというのが一点。そして、先ほど言ったように、いっぺん返して、戻すというのはまず不可能です。議会の方がお分かりになると思いますけども、小委員会に付託したらもうそれを絶対答えなくちゃいけない。よほどのことがない限りとは私は思います。</p> <p>以上です。</p> <p>どうぞ。</p> <p>このままですよ。このままいけば当然平行線です。じゃあどうなるんですか。</p> <p>結局は合併協議会に差し戻さにかいかんというのは、これは事務局、あなたの考えでしょ。それは、最終的に何回やっても、平行線をたどれば、これはもう合併協議会に差し戻さんにやしようがない。（発言する者あり）</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>時間的に昼が来るんですが、時間はとれると思うんですが。編入される側とする側とは違うんですね。その意見の食い違いだと思うんです。それで、大変編入される側は、やはりうちの議会でもなんですが、町民もそうだと思うんです。そこ辺からこの意見の食い違いが出てくると思うんですが、私は何とかまとめた、今日ですね、思っております。午後の全体会議は1時半でしょう。ある程度、受け入れる側と入る側の意見の食い違いが出てくるんですが、私は区別したくないんですが、そこで、やはり意見の統一を図るべきじゃないかなというふうに思っております。</p> <p>ちょっと昼の時間に食い込みますが、休憩をとっていただいて、今日この委員会の考え方を確認し合いたいというふうに思っております。</p>
<p>委員長 杉元委員</p>	<p>協議会前ですか。</p> <p>いや、今日です。今日1時半まで時間がありますから、それを諮っていただきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>委員会をね、1時半から会議が始まりますから、その間に話し合ってくださいということですよ。それでいいですか。今そういう意見が出ましたが。（発言する者あり）</p>
<p>永野委員</p>	<p>時間的に無理じゃないですか。そう簡単にできるなら、今まで決まっておる。</p> <p>それ非常にいい意見ですよ。ですけども、ほんならこうしましょうというふうにはなっていないだろうと思うんです。だから、時間が大分かかるでしょう。（発言する者あり）</p>
<p>委員長</p>	<p>ちょっとしばらく休憩します。</p> <p style="text-align: center;">午前11時53分休憩～午後0時15分再開</p>
<p>委員長</p>	<p>再開いたします。</p> <p>それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>昼食抜きで、皆さんは大変だろうと思えますけど、ぜひともまとめ上げていきたいと考えております。ご意見をお伺いします。はい、どうぞ。</p>
<p>前原委員</p>	<p>提案ですが、今回結論を出せということですけども、今の状況ではとても結論は出るに至らないということで、ぜひもう一回近日中にこの小委員会を招集するように取り計らいをできないのかお願いをしたいというふうに思います。それが叶うのであれば、次の委員会では必ず結論を出すということをお願いしたいというふうに思います。</p>
<p>委員長 首藤委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>それは小林側に歩み寄るといふことの発言ですか。このまま、そのそちらの方が、在任でいくということになれば、何回開いても同じかと思えます。その意味合いがちょっと分からないんですけど。</p>
<p>前原委員</p>	<p>それを議会は議会で諮って、いっぺん持ち帰って再度協議をするということですよ。</p>
<p>委員長 西道委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>そのことについては、今までもう過去に何回協議されてきたんですけどじゃないですか、両町の議員の皆さんと。その中で今の発言が、今までの発言が出てきたものと</p>

<p>委員長 前原委員</p>	<p>私たちは思っております。やはり住民の理解を得るには、人口比例でいくべきであって、野尻町が5、高原が6、小林が24という数字なら住民の理解が、これならば得られるんじゃないかと私は思うんですけど。</p> <p>どうぞ。</p> <p>今まで協議してきた中で、小林市の委員さんの中から出るのは、編入だからとか、住民感情とか、そういうことがすべて前提として意見が出されておる。それに対して、我々としては新市となって、新しいまちづくりをみんなでやろうという、そこの前向きな発言が全然見受けられないような気がしております。我々編入される側としては、それを一番心配で、本来であれば、みんなで1つになって新しいまちをつくるんだという、そういう前向きな意見がない。そこが一番我々としては不満な部分です。</p>
<p>久保田委員 委員長 久保田委員</p>	<p>委員長、いいですか。</p> <p>はい。</p> <p>協議会に返しましょう。これまともりませんよ。今のような発言であれば、もう協議会に返して、協議会の中でしてもらいましょう。同じことですから。</p>
<p>委員長 西道委員</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>32名の委員がおられますので、その中で多くの意見を聞くのが私はいいんじゃないかと。この人数で協議しても平行線だと思います。</p>
<p>委員長 山田委員</p>	<p>以上です。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>今、前原委員さんの方から前向きな意見が見られないというお話があったわけですが、我々としては議員の定数の面について検討している、であって、新しく新市の基本計画、あるいは地域自治区等についての委員会は別に開かれたわけですから、それらの情報聞きますと、大分前向きに検討されたように聞いておるわけですが、その辺はどう考えてますか。</p>
<p>前原委員</p>	<p>確かに我々は8項目の附帯条件に沿った形で協議をしているわけですが、この小委員会の中で皆さん方から聞かれるのは、議場が足りないとか、住民感情がとか、編入だからとか、そういう意見が主になっているように思うんです。前回、定数特例でいく理由づけをということで、我々が納得する形で2、3項目にはまとめて出されたらどうですかということを私も個人的に申し上げまして、前回4項目だったんですが出されたんですが、結局は、定数で決めているというための理由づけだけにしかなくてない。だけど、それはこうでしょうというような反論をされた場合、とても返答ができるような内容ではなかったというふうに記憶をしています。やはり、小林市の皆さん方がなぜ定数なのかということを、我々が納得できる形でちゃんとまとめて持ってきていただければ、我々も納得すると思うんです、皆さん。そこを、やはり高原・野尻の皆さんが納得できる形での取りまとめをしてもらえばいいんじゃないかというふうに思います。理由づけが住民感情とか、そういうことだけでしょ。</p>
<p>委員長 山田委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>私は住民感情が一番問題だと思うんです。これから新しいまちをつくっていかうと。住民の協力がなければ、新しいまちは出ないわけです。反目しあっとっては新しいまちづくりどころではないわけですから、そういう意味で、住民感情というものを言うわけですから、それが前向きでないとおっしゃるのであれば、もう論外ですね。</p>
<p>委員長 首藤委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>今の前原委員の意見ですね。最初の方は住民感情とかいう意味で、そういうのもありました。けども、今回まで十分な定数は定数なりに議論をしてきて内容も深かったと思うんです。けど、それをそういうとり方にされたというのはすごく心外に思うんですけど、結局、高原町・野尻町の心配事というのは、合併による住民の不安が一番、合併協定の協定項目に審議しなければいけないということ。その</p>

不安解消のために在任をとりたいということが、高原、野尻町の一番大きな意見だったですね。だけでも、なぜ合併を望んだんですかということですね。それは財政が厳しいからというので合併の話になってきたと思うんです。議員の定数のことに当てはめると、財政上の問題としては、野尻町の言う、高原と野尻町は現行報酬でいいということについては、先ほど報酬の取扱いで、報酬審議会で諮るといふことの確認はしてて、ここで審議すべきではないという当局の回答があったんです。選挙費用対人件費を見ると、在任よりも特例（定数）の方が安くつく、行革につながるということをはっきり言えてるわけです。在任として、編入合併の意義として、編入合併が合併の前提条件であるということは、もう皆さんこれは理解できると思うんです。市民は議員定数の増加は望んでないと、今までもずっと言ってきました。議員は多い方が声を出せるということに対しては、それは議員の質の問題で、少数でも声を出せる議員を選んできたかどうかということをお林市の委員会としては言ったはずで、不安解消に対しても、地域自治体に区長を、町長を置くということが決まりました。このことでも十分不安解消にはつながっていくと思いません。

そして、先ほど西道議員が言われました小林24、高原6、野尻5人、この数というのは、本当にどこから見ても皆さん納得のいく数だと思うんです。こういうのを、議員はもっと、烏合の衆じゃいけないと思うんです。やはり選んで、そして、住民の声を十分反映させてやっていくということが求められると思うんです。本当にこの合併はなぜ合併するのかという趣旨が十分に分かってらっしゃるのかなというのを前々回から感じてたことなんです。

だから、そういうのを踏まえた上で、小林市の委員としては、本当に理論的に物事を皆さん見てもらいましたし、学識の方も、そのことに対しておかしいとか不満だとか、そういうふうにも思われる方がよっぽど私は、そのとり方だと思うんですけれども、在任したいという、だから、やはり編入合併の趣旨というものはあるわけですから、そこらから逸脱した考えであってはいけないんじゃないかなと私は思います。

ただいま首藤委員より意見がございました。ほかにございませんか。

よろしいですか。今の意見ですけれども、編入合併の考え方が私たちの考え方とちょっと認識が違うんじゃないかというふうに思っております。この合併についての話もそうですけれども、今の国の政策の中で合併は、旧合併の法律の中では、対等合併、編入合併それぞれのあれでした中で、その合併は進んでいない合併について、新しく合併新法が延長された、その中で合併ですから、今度の進め方としては編入ということになりましたけれども、そういう中で、財政が高原・野尻が悪いから小林市に編入でもいいからさせてくださいという受け取り方というふうに聞こえます。

それではなくて、それぞれの町、高原町におきましても、行政改革を進めて、経費削減とか図って今までやってきました。その中で今回の決算等を見ますと、私の考え方としては非常に経営、行政の中でも収支においても堅実な行政運営をしているというふうに思っております。

その中で救済みたいなことを言いますけれども、合併して2つの予算等は小林市に入って、全体の中の予算等は大きくなりますし、全体的なまちづくりを今、協議は他のところで、すつとですと言いますけれども、そういう中で私たちの小林市全体の新しい市をつくるにおいては、考え方そのものが編入やっでという話が非常に多いわけですが、そうじゃなくて、最初に言いましたように、前の協議が法定協で進んできておりましたので、いろんな面では、いろんな協議をした前提がありますから、それを踏まえて、今回は対等ではなく編入の形になりますということで、私どもは受けておったというふうに思っております。説明会の中でもそういうふうに皆さんに説明をしております。それで、今度するのは編入合併ということでもいいということで了承はしておりますけれども、そういう中での話と私たちの受け取り方

委員長  
清水委員

<p>委員長 首藤委員</p>	<p>と、今首藤議員の方から言われましたような受け取り方とは、ちょっと私の考え方が違うというふうに思っております。そういう中での私は意見ですから、在任をする中でそういう話をしてきたわけですけども、最初からの委員会でも認められんという話でしたので、今日に至ってもそういう話になりましたから、全体の会議を上にも上げて、また全体協議にしても、意見等がまとまるかちゅうことになると非常に、3分の2、できれば全体の同意が必要ですけども、私ども持ち帰ってその他検討をせんと、私たち委員ばかりでそれはいいですよということにも難しい状況というふうに先ほども話をしたとこでしたので。認識の考え方がちょっと、私たちの考え方と認識が違うものですから、受け入れ方がちょっと。</p> <p>どうぞ。</p> <p>まず、編入合併の場合の議員定数の考え方として原則があるんですけど、町の議員の方たちは、その任務を失うわけです。けども、特例というのがあって、その特例は、在任特例と定数特例があるんですけども、小林市議会でも最初から原則は余りにも高原、野尻町さんにとっても大変だろうからということで、原則はなしということで、もう最初から話には、出ないようにになりました。そこで、定数という線はですね、やはり原則はだから失職なんですね。その中から定数という話が出てきてるわけです。6人、5人出てきていただいて、本当にいいまちを皆さん活発な意見を出していこうということで、小林市の方は定数特例を主張して言ってるわけですから、何も筋というか、そういうのから外れてるとということにないわけですね。</p> <p>それに対してその在任特例を、主張されることをずっと聞いてきたんですけども、やはり合併の趣旨からは、そちらこそちょっと逸脱しているんじゃないかなと思われのようなことを感じるものですから、こういうふうになってきているんです。主張してることは間違っていないと思います。</p>
<p>委員長 福本委員</p>	<p>どうぞ。</p> <p>先ほど中で報酬については協議、この中ですべきじゃないということだったんですが、目処となるのは、やっぱり一番住民が気にしてるのは報酬経費だと思うんですよ。その中で一応私はもう大丈夫という、その意見がいけないんだろうけども、報酬というのは、今のままの報酬でできると私は思うんです。それ使った場合は、皆さんが言うように、経費を安く済ませようと思えば、そっちの方が安く済むというのがありますので、それについては、定数の方が経費的には安く済むという、私はそれが計算した場合に出てこないちゅうのがやっぱりあるんですよ。</p> <p>先ほども言われましたけど、ちゃんとした定数を主張する理由、この前4項目聞きましたけども、やっぱりその中でちゃんとした形で納得できれば、私たちも帰って、野尻の議員に対してこういうことで定数認めたと言いたいですけど、その理由がやっぱり納得できない面があるんです。だから、やっぱりそういう面、私は、さっき前原さんも言われましたけど、そういう面で、やっぱりちゃんとした理由がほしいなというのがあって前回からもずっと私はこれ言ってると思うんですけども。</p>
<p>首藤委員</p> <p>委員長 久保田委員</p>	<p>今福本議員が言われたことですけど、先ほど協議の中で報酬に関しては特別報酬、小林市特別報酬等審議会に諮ると、その確認をとったわけですよ。だから、今その報酬のことを言われると、そのときに言われないと、もうこれ決まったことだから、それを今言われてもどうしようもないんじゃないかと思えます。</p> <p>どうぞ。</p> <p>それぞれ言い分はあると思います。けど、小林市の言ったことが納得がいかないと言われますけど、私たち小林市民としては、在任を言われる理由がどうしても納得がいかんわけです。自分たちを守るためにしかと言われてないようにとられてしょうがないわけです。だから、それであれば、委員会で差し上げましょう、でないと、ここでは決まりませんよ、どこまで待っても同じことですから。今日が最終リミットというのは、この前の委員会と言ってあったわけですから、それは待ってもまた同じことですよ。</p>

山田委員	<p>福本議員さんの納得される内容とおっしゃいますけれども、これ6回の小委員会の中で討議してきて、意見が出尽くしてると思いますよ。今さら、皆さん方が納得されるような意見はないと思います。</p>
委員長	<p>いいですか。今日で6回目ですよ。そっちからの意見がありましたから、1回目からずっと同じ意見なんです。同じ意見です。それで、ずっと平行線であるわけ。ですので、私はここでもう全体の合併協議会に差し戻す方法が、私は一番適切な方法だと思います。同じ意見なんだから、どっちも同じ意見でずっと来ているわけですので、どうですか。（発言する者あり）</p>
永野委員 委員長 龍神委員	<p>委員長にお任せします。（発言する者あり） はい、どうぞ。</p>
前原委員	<p>前原委員と清水委員さんが言われたんですけども、合併の本当の理由づけは別として、市側は住民感情を言われると。高原町と野尻町さんは住民の不安解消というから、それはイコールだと思います、その考えは。だから、小林市の住民感情だけを言われるのはちょっとどうかな、両方ともそれは同じことだと思うんです、それは。あとは財政が悪いんじゃないと、健全財政であるって決算で出ているから、合併するときの本来の最初の意味の目的が違うと言われるのであれば、そこ辺は、なぜ合併というのを持ってきたのか。財政が健全であれば、財政的に言えば、別に合併する意味もないんじゃないんだろうかと思えます。ただ、広い意味で、広域的に西諸はということで、多分そういうことで合併というのを持っていたらっしゃったのかと思っているんですけども。</p>
前原委員	<p>財政が悪いから合併を申し入れたというふうな、前回はそういう意見が出たところですが、高原は附帯条件の中で、財政が悪いから立て直しを図りなさいという条件があったんです。それに対しても、一生懸命努力をした結果、好転をしている現状にあります。経常収支比率等を見ていただければ分かると思いますが、それなりの努力をやっております。</p> <p>なぜ合併を申し込んだのかということは、前回私はなぜ合併をしていかなければいけないのかということをお願いしたいと思います。将来のこと、20年、30年先のことを含めて、ただ財政が悪いから合併じゃなくて、将来の道州制、いろんなことを踏まえた上で、力のある自治体、ある程度裁量権を持った自治体を目指さないといけないということで、今回の合併は申し入れをされたというふうに私は理解をしています。</p>
前原委員	<p>今の目先のことで判断してはいけないというふうに思っていますし、住民感情という意見もありまして、その中で私個人としては、小林市の皆さんが市民の皆さんが確かに16年の11月25日だったですか、議案を高原、野尻、否決したわけですが、それに対しての住民感情だろうというふうに私は判断しているところです。やはり、確かに私が小林市民であれば同じことを言うかもしれません。しかし、これからお互いに話し合いをしながら、新しいまちをつくっていったという気持ちがあれば、そういう過去のことを取り上げて、今回の協議の場に持ち出すべきではないと私は思います。</p>
委員長	<p>以上です。（発言する者あり） 平行線だと思います。さっき申し上げましたように、合併協議会に差し戻すということでご賛同いただけますか。</p>
杉元委員	<p>先ほど前原委員の言われた委員会の延長といいますか、それは別に……。 言いにくいんですが、前向きな考えでなければ、私は延長は望んでないというふうに思っております。前向きな意見があるちゅうのを確認した上で、皆様言っているものと思っております。よろしくお願ひします。</p>
委員長 久保田委員	<p>杉元委員から発言がございましたが。 言われることは分かるんですが、私たちは正直言って各委員長が来ているんです。総務部長と教育厚生、私は経済建設の委員長なんです。そうすると、今度は決算と補正がありますから、委員長はもうまとめに大変ですから、いつでんかんでん</p>

委員長 原田委員	はできませんから、その辺は踏まえちゃってください。 はい、どうぞ。 先ほどもちょっと協議したんですけど、やっぱりこの平行線は平行線だと。ところが、もうちょっと掘り下げて、我々も持ち帰って検討して、いい方向に行くように今度結論を出したいと思っておりますので、もう一回開いてほしいと思っております。
委員長	ただいま原田委員からも発言がございましたが、前向きな意見をもって次の委員会には臨みたいという意見でございますので、延長いたしますか。もう1回委員会を開催いたします。
首藤委員	在任か定数かということでしょうか。その2つに1つでしょうか。でしたら、もう決まってるんじゃないですか。
西道委員	そのことについて前向きな意見を持ってこられるということですので。各議会に持ち帰ってということですから。（発言する者あり）
首藤委員 久保田委員 西道委員 委員長	でも、今まで何回も、持ち帰っているでしょう、6回も。 局長にちょっと尋ねるが、1日が開会で、2、3、4日が議案熟読け。 2、3日の2日間。 2日間しかないですよ。
小林市議会事務局長	土曜、日曜にするということであれば、別に問題ないと思っております。（発言する者あり）
委員長	委員会を延長されますか。日時を、再度開催されますか。どっちがいいですか。（発言する者あり）
久保田委員	事務局に聞くが、もう1回延長をして、するとすれば、小委員会だけよね。そして、場所的にはどこちゅうことになる。
事務局	皆さんがまとめようとされているので、場所はどうあっても探します。場所とかそういうことを言ってる次元の問題ではない。ですから、皆さんもある程度スケジュールをあわせていただきたい。そして、高原町、野尻町さんにおいては、それこそ1日、2日じゃ、ちょっと結論はまとめ切れんだろうと。ですから、事務局のこれは提案ですけども、それぞれの議会も入られてこられます。ですから、正式な案内はまた別文書でいたしますけども、9月の6日土曜日、このあたりだったらいかがでしょうか。
委員長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ただいまそれぞれ意向がございました。また事務局の方からも日時まで報告がございました。ご確認いただけましたか。 それでは、今日の委員会はこれで閉じたいと思います。どうもご苦労さんでした。次は、是非とも前向きな意見を、最後ですので。 午後0時40分閉会

会議録署名委員 龍神 豊美

会議録署名委員 首藤 美也子